

「令和6年度香川県ひとり親世帯生活支援特別給付金」の給付について（家計急変者） （児童扶養手当の申請をしていない方を対象としたご案内）

1. 給付について

児童扶養手当の支給要件（ひとり親または養育者であること）に該当し、物価高騰の影響により収入が基準額以下に減少した方（家計急変者）であれば受給できます。

また、児童扶養手当を申請していない方でも本給付金の支給要件に該当すれば、受給することができます。

給付される額は以下のとおりで、申請していただく必要があります。

児童1人当たり一律2万円

2. 支給要件について

（1）児童扶養手当の基本要件に該当するかご確認ください

申請時点で、下記に該当する児童を監護等しているひとり親または養育者の方が受給できます。
詳しくは「5. 問い合わせ先」にご確認ください。（児童扶養手当の概要参照）

【児童の要件】

- ・ 父母が婚姻（法律婚）を解消した児童
- ・ 父母が婚姻（事実婚）を解消した児童
- ・ 父または母が死亡した児童
- ・ 父または母が障害の状態にある児童
- ・ 父または母の生死が明らかでない児童
- ・ 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ・ 父または母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
- ・ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・ 母が婚姻によらないで懐胎した児童

（2）収入が基準額以下であるかご確認ください

まず物価高騰の影響により、収入が減少したかご確認ください。申請者、または申請者の生活を経済的に支える扶養義務者等（※1）が物価高騰の影響で収入が減少した場合に給付金を受給することができます。

その上で令和7年1月以降（※2）で、物価高騰の影響により収入（※3）が減少した任意の1か月（※4）の収入を12か月に換算した収入が基準額以下であれば本給付金を受給できます。扶養義務者等（※5）がいる場合はその方の収入も基準額以下である必要があります。

具体的には、申請者本人及び扶養義務者等の簡易な収入見込額の申立書を作成して、それぞ

れ、収入が基準額以下になっているかご確認ください。

収入で計算した結果、該当しない場合でも、諸控除などにより、所得で計算した場合は該当することもありますので、その場合には「**簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】**」により計算してみてください。

その上で収入または所得のいずれかが基準額以下の場合であれば、「令和6年度香川県ひとり親世帯生活支援特別給付金**申請書（請求書）【家計急変者用】**」を作成し、必要な添付書類を添えてご提出ください。

(※1) 申請者の生活を経済的に支えている扶養義務者等について

① 扶養義務者等

・ 申請者の配偶者

養育者や配偶者障害などの場合に該当

・ 扶養義務者

申請者と生計を同じくしている（または申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している）申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

② 「申請者の生活を経済的に支えている」とは？

原則として同居している扶養義務者等で収入の最も大きい方がこれに該当しますが、どなたが申請者の生活を経済的に支えているか確認するために必要なため、住民票上の住所が同じ方全て（世帯分離の有無は問いません。）について「**簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）【家計急変者】**」を作成していただくことになります。但し、収入の無い児童や収入の無い学生は作成する必要はありません。なお、子どもが町外の学校等に通っているなどの理由で、住所を変更している場合でも、収入がある場合には作成していただく必要があります。

(※2)

- ・ 児童扶養手当の受給要件に該当するに至った日の属する月の翌月以降の任意の1か月を設定してください。（例：令和7年2月に離婚し、同月から児童の監護を開始した場合には3月以降の任意の1か月を設定。但し、直近の家計の状況に基づく判定が可能となるよう、申請月に可能な限り近接する月を選定してください。）
- ・ 例えば、物価高騰時に既に児童扶養手当水準の収入になっており、物価高騰の影響を受けたため、今後1年間の収入見込みとしても収入基準額を上回らない方などについては、「簡易な収入見込額の申立書」の要件1「食費等の物価高騰の影響により、家計が急変しました。」にチェックすることに代えて、別途申立書を提出していただくことにより支給要件に該当する場合がありますので、このような場合には「5. 問い合わせ先」までご相談ください。

(※3)

- ・ 賞与や持続化給付金などの臨時的な収入は収入には含まれません。

(※4)

- ・設定した任意の1か月間が年金支払月でなかった場合でも、今後1年間受給する見通しである場合には収入に含めてください。

(※5)

- ・申請時点における配偶者や扶養義務者について判定します。例えば、令和7年3月に同年1月分の収入額に基づく年間収入見込額により判定を行う受給者が、同年2月に扶養義務者を得た場合、扶養義務者の収入についても判定する必要があります。

3. 提出先・提出期限

(1) 提出先

下記の「5. 問い合わせ先」

(2) 申請期間

- ・令和7年3月17日～令和7年5月30日（土日・祝日・年末年始を除く。各町役場の開庁時間をご確認ください。）
- ・窓口での確認事項があるため、原則として窓口への持参による提出としておりますのでご了承ください。）

4. 給付時期

申請受付後は香川県から決定の可否等や支給日について通知があります。

5. 問い合わせ先

お住まいの町役場にお問い合わせください。なお市部にお住まいの方はそれぞれお住まいの市にお問い合わせください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号
土庄町健康福祉課	〒761-4192 小豆郡土庄町淵崎甲 1400-2	0879 (62) 7002
小豆島町健康づくり福祉課	〒761-4492 小豆郡小豆島町片城甲 44-95	0879 (82) 7038
三木町こども課	〒761-0692 木田郡三木町大字氷上 310	087 (891) 3322
直島町住民福祉課	〒761-3110 香川郡直島町 1122-1	087 (892) 2223
宇多津町保健福祉課	〒769-0292 綾歌郡宇多津町 1881	0877 (49) 8003
綾川町子育て支援課	〒761-2392 綾歌郡綾川町滝宮 299	087 (876) 6510
琴平町子ども・保健課	〒766-8502 仲多度郡琴平町榎井 817-10	0877 (75) 6705
多度津町健康福祉課	〒764-8501 仲多度郡多度津町栄町三丁目 3-95	0877 (33) 1134
まんのう町福祉保険課	〒766-8503 仲多度郡まんのう町吉野下 430	0877 (73) 0124